

お知らせ

マイナンバーカードを作りませんか

【市民課】

マイナンバーカードの作成をお手伝いする出張申請所を開設しますので、ぜひご利用ください。

●日程 6月19日(出)

●場所・時間

保健福祉センター・午前10時～午後3時

●内容

申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請書記入のお手伝いをしますので、そのまま申請していただけます。

マイナンバーカードの受取りは申請から約1カ月後に交付はがきが自宅に届きますので、内容をご確認の上、市民課までお越しください。

●問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。ただし、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。

●日時

●6月11日(金) 午後5時30分～8時

●6月27日(日) 午前9時～午後3時

●問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

「年金振込通知書」の介護保険料額について

【介護保険課】

日本年金機構などが毎年6月に通知する「年金振込通知書」は、6月から翌年4月までの年金支払予定額などが記載されていますが、これに記載されている介護保険料額は、通知日時点の予定額です。

決定した介護保険料額は、7月中旬に市が通知する「介護保険料額決定通知書」をご確認ください。

●問い合わせ 介護保険課 ☎33-1633

納期限のお知らせ

【税務課】

昨年度から全期分の納付書を廃止しました。一括で納付される場合は、お手数ですが各期の納付書でまとめて納付してください。なお、口座振替の全納は従来どおり行います。

●6月30日(水)

●市民税・県民税……………1期

●問い合わせ

税務課 収納係 ☎33-6109

夜間と休日の納付・納税相談

【税務課】

●相談日時(毎月第4水曜日および第4日曜日)

●6月23日(水) 午後5時15分～8時

●6月27日(日) 午前8時30分～午後5時

●場所・問い合わせ

税務課 収納係 ☎33-6109

人権啓発推進委員会をご存じですか

【人権・男女共同推進室】

橋本市人権啓発推進委員会は、市長の委嘱を受けた79人の委員で構成され、「人輝き あたたかさ湧き出る みんなで創造する元気なまち」を実現するために活動しています。委員会では、人権が尊重される差別のない社会づくりを目指し、人権が普遍的文化となるようあらゆる場を通じた総合的な教育啓発に積極的に取り組んでいます。



市民の皆さんに人権意識を高めていただくための活動として、人権啓発の集いや同和運動推進月間、人権を考える強調月間の街頭啓発などを実施しています。また、各地域で人権講演会を開催しており、人権の大切さについての普及活動も行なっています。

●問い合わせ

人権・男女共同推進室 ☎33-1229

移住支援金のご案内

【シティセールス推進課】

県内企業への就職やテレワークのために、東京圏から橋本市へ移住してきた人に移住支援金を支給します。

●支給額

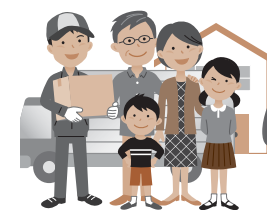
●2人以上の世帯での移住の場合 100万円

●単身での移住の場合 60万円

●支給要件

移住する直前の10年間のうち、通算5年以上(移住する直前に連続して1年以上)の期間、次のいずれかの要件に該当すること。

※東京圏に在住し、東京23区内の大学などに通学し、東京23区内の企業に就職した場合はその期間も通勤期間に含むことができます。



●東京23区に在住している

●雇用保険の被保険者として、東京圏に在住し、東京23区へ通勤している

●就業に関する要件

●「和歌山県就活サイクルプロジェクト」に参画している企業のうち、移住支援金の対象となる企業に就業していること

●専門人材として就職していること

●テレワークに関する要件

●自分の意思で移住し、移住先を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行うこと

●起業に関する要件

●和歌山県起業支援事業に係る起業支援金の交付を受けていること

※その他の要件については、市ホームページ(右の二次元コード)を確認していただくか、お問い合わせください。



●申し込み・問い合わせ

シティセールス推進課 定住促進係 ☎33-6106

ごみの適正な収集にご協力をお願いします

【生活環境課】

●埋立ごみの集積場所にご注意ください

埋立ごみは、破碎選別ごみやビンなどの専用コンテナが置かれる場所(総合ステーション)が集積場所になっています。そのため、可燃ごみなど袋ごみだけの集積場所(ごみステーション)には埋立ごみを出さないようご注意ください。

●ごみの収集もれがありましたら

午前8時までに出していたごみが午後3時までには収集されていない場合は、収集もれの可能性がありますので下記までご連絡をお願いします。

●問い合わせ

●環境美化センター ☎36-1153

●生活環境課 環境企画係 ☎33-3702

橋本市指定給水装置工事業者が新たに指定されました

【水道施設課】

令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に次の事業者が新たに指定されました。

●新たに指定された事業者

株式会社K I T A G A W A (岸和田市)

☎072-457-8897

●問い合わせ 水道施設課 ☎33-2861

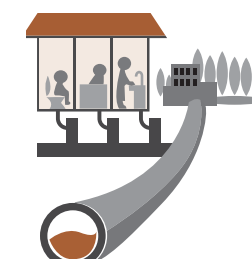
排水設備は定期的に点検・清掃しましょう

【下水道課】

皆さんの家庭の排水ますや排水管は、皆さん自身で維持・管理しなければなりません。

庭木の根が排水管などに入り込み、詰まりを引き起こすこともあります。

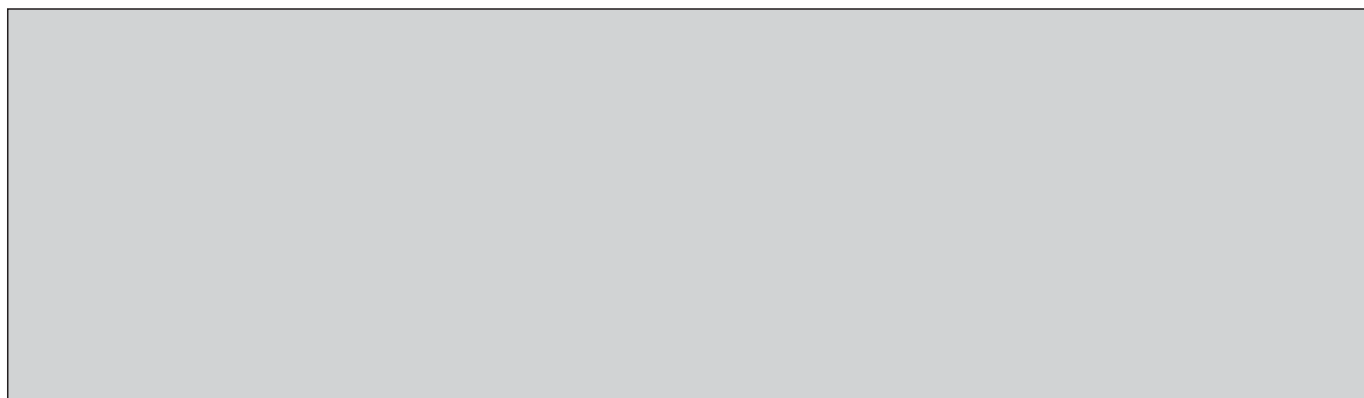
排水設備は定期的に点検・清掃を行うよう心がけ、下水道を正しく使いましょう。



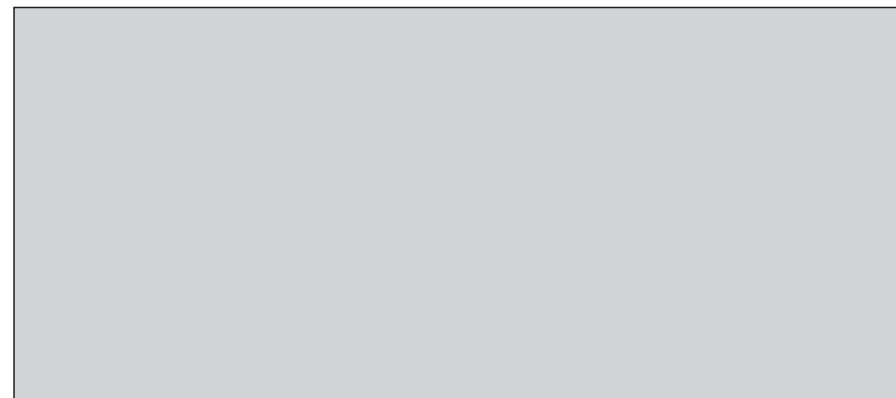
●問い合わせ

下水道課 計画係 ☎33-3160

広告



広告



介護者交流会

家族の介護者などを対象に交流会を開催します。事前に申し込みが必要です。

●日時 6月9日(水)

午後1時30分～

●場所 保健福祉センター

●申し込み・問い合わせ

地域包括支援センター

☎32-1957